

京都市告示第 360 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 11 月 26 日

京都市長 梶本 頼 兼

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
外環状線	伏見区石田大受町77番地の12地先から 同町82番地の1地先まで	旧	メートル 19.80	メートル 21.50
		新	19.80	21.50 ~ 45.60
石田経24号線	伏見区石田大受町77番地の15地先から 同町77番地の6地先まで	旧	12.20	10.00
		新	12.20	10.00 ~ 18.70

(建設局道路部道路明示課)